

(名称)

#### 第1条

当法人は、一般社団法人日本ストレッチ協会®と称し、英文では Japan Stretch Organization®と評する。商標登録第 6044780 号

(主たる事務所)

#### 第2条

当法人は主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(会員)

#### 第3条

1 当法人の会員は次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下一般法人法)という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による入会の申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

3 入会の承認を受けた者に対しては当法人から本人に通知する。

(会費などの負担)

#### 第4条

1 正会員は、社員総会で定められた額の年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員も、社員総会で定められた額の年会費を納入する必要がある。

各会員の会費は以下の通りである。

- 法人正会員：一口あたり 10,000 円
- 法人賛助会員：一口あたり 50,000 円
- 個人正会員：一口あたり 50,000 円
- 個人賛助会員：一口あたり 30,000 円

(退会)

#### 第5条

会員はいつでも当法人を退会することができる。ただし、1 カ月以上前に書面をもって当法人に対して予告するものとする。

(除名)

## 第6条

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、著しく当法人の目的に反する行為をした場合、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な理由があるときは一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議（以下「特別決議」という）によりその会員を除名することができる。

(会員資格の喪失)

## 第7条

1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 第8条第1項で定める反社会的勢力であると判明したとき。
- (7) 総社員の同意があったとき。

2 会員がその資格を喪失したときは、会員としての権利を失い義務を免れ、正会員は社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

3 会員がその資格を喪失しても既納の入会金、会費、その他拠出金品は返還しない。

(反社会的勢力排除条項)

## 第8条

1 会員として入会しようとする者（会員として入会しようとする者が団体の場合は代表者、役員または実質的な経営を支配する者をいう。）は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動、宗教活動、標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、半グレ、その他これらに準ずるもの（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを要し、会員として入会した後も同様とする。

2 社員総会は、会員が反社会的勢力に該当するか否かを調査することができる。この場合、すべての会員はその調査に協力し、求められた資料などを提出しなければならない。

(変更事項)

## 第9条

会員は住所又は連絡先など入会申込書記入事項に変更があった場合には速やかに所定の書面で届け出るものとする。

(諸費用の改定)

第 10 条

当法人は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸会費を社会情勢、経済状況の変動などを参考にして改定することができる。この場合、当法人は改定日の 1 カ月以上前までに施設内への掲示及び当法人ホームページ、電子メールにて会員に告知するものとする。

(細則)

第 11 条

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当法人が定めるものとする。

(改定)

第 12 条

本規約の改定及び変更は、当法人によって行われ、その効力は改定または変更が行われた時点で在籍している全ての会員に適用されます。本規約の改定または変更を行う際には、改定日の少なくとも 1 ヶ月前に、施設内の掲示および当法人のホームページや電子メールを通じて、会員に対して内容を告知します。

(附則)

第 13 条

本規約は 2024 年 1 月 11 日より施行。